

事後評価シート

【評価年月】 平成16年4月

【主管課・室】 総合環境政策局環境経済課

【評価責任者】 環境経済課長 佐野郁夫

施策名、施策の概要及び予算額

施策名	- 4 - (1) 経済活動における環境配慮の徹底
施策の概要	<p>今日の環境問題に対処するためには、従来型の規制的手法のみでは解決は困難である。このため、以下の施策を進める。</p> <p>経済的手法の活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 経済的手法は、市場メカニズムを通じて経済的インセンティブを与えることにより環境保全を図る有効な手法である。これまで可能な分野から税制のグリーン化、税制上の優遇措置等の経済的措置を順次導入してきている。また、平成16年に予定されている地球温暖化推進大綱の評価・見直しの結果必要とされた場合に備えて、温暖化対策税について検討を行っている。この経済的手法の更なる導入を進めるため、環境保全上の効果の有無、国民経済に与える影響を把握し、環境政策上の位置付けを明確化していく。 <p>事業者の自主的な環境保全活動の推進</p> <p>事業者の自主的・積極的な環境配慮の取組を促進するため、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業活動に環境配慮を織り込むための手法や取組内容の評価手法を開発・普及する（手法検討）。 ・ 事業活動に係る環境情報を広く開示させることを進め、環境保全に自主的・積極的に取り組む企業が高く評価されるような社会的基盤を整備する（社会的基盤整備）。
予算額	89,288千円

目標・指標、及び目標の達成状況

目標	経済的手法や、事業者が自主的に環境配慮を行う仕組み等を通じて、経済活動における環境配慮の徹底を図る。
達成状況	<p>経済的手法の活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 税制優遇措置や税・課徴金等の経済的な負担を課す措置の導入を検討した。 ・ 平成16年度税制改正において環境関連の税制優遇措置を盛り込むことと

	<p>した。</p> <p>事業者の自主的な環境保全活動の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境報告書を作成している事業者や環境会計を導入する事業者の近年の増加傾向にも見られるように、事業者の環境報告書や環境会計への取組は着実に進展しており、さらにこうした事業者の自主的・積極的な環境への取組を支援するためのツールとして「環境報告書ガイドライン(2003年度版)」、「環境報告書作成基準案」、「環境報告書審査基準案」などをとりまとめた。 ・環境報告書の自己審査及び第三者審査に関するモニター事業及び環境活動評価プログラム(エコアクション21)の認証制度の実施に向けたパイロット事業を実施するとともに、パイロット事業の結果を踏まえたエコアクション21のガイドライン改訂について検討を行った。 ・環境報告書等による環境情報の開示を進めるとともに、その情報が社会全体として積極的に活用されるよう促すため、「環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律案」を第159回国会に提出した。
--	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

下位目標 1	<p>税制優遇措置又は税・課徴金等の経済的な負担を課す措置の導入を検討し、適切にそれらの措置を講じていく。</p> <p>また、各分野の補助金による環境への影響についての調査検討を行い、引き続き、環境負荷の減少に資するように努める。</p>
達成状況	<p>(1) 税制優遇措置等の租税特別措置の導入</p> <p>環境負荷の少ない自動車の普及を図るため、これらの自動車に係る自動車税のグリーン化、自動車取得税の税率の軽減措置等の延長及び拡充とともに、公害防止用設備等に係る固定資産税の課税標準の特例措置等の適用期限の延長を行った。また、平成16年4月から、新たに次の措置を導入することとした。</p> <p>リサイクル施設の整備推進を図るため、再商品化設備等に係る固定資産税の課税標準の特例措置を拡充し、建設汚泥再生処理装置を対象に追加した。</p> <p>改正廃棄物処理法に規定する広域的処理に係る環境大臣の認定を受けた者の事業の用に供する施設に係る事業所税(資産割)の課税標準の特例措置を拡充した。</p> <p>野生鳥獣の保護・管理の推進を図るため、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・狩猟者登録税と入猟税を一本化した新たな目的税「狩猟税(仮称)」を新設した。 ・第一種銃猟免許登録を受けた者が空気銃を使用する場合の空気銃に係る「狩猟税(仮称)」の非課税措置を新設した。

(2) 地球温暖化対策税制の検討

今年行う地球温暖化対策全体の評価・見直しの結果、地球温暖化対策税の導入が必要とされた場合に備え、その検討を以下の通り行った。

中央環境審議会地球温暖化対策税制専門委員会においては、地球温暖化対策税の具体的な制度等について検討を行い、「温暖化対策税制の具体的な制度の案～国民による検討・議論のための提案～」を公表した。

地球温暖化対策税に関する大臣出席のシンポジウムの開催、専門委員会報告に対するパブリックコメント、パンフレットの作成・配布等国民の理解と協力を求めるための取組を実施した。

専門委員会の後を受けて、利害関係者の幅広い参加の下、地球温暖化防止のための税制及びこれに関連する施策について総合的に検討を行うために、施策総合企画小委員会を中央環境審議会に設置し、幅広く議論を行った。

(3) 補助金による環境への影響についての調査検討

OECDにおける検討経緯を踏まえ、各分野における補助金等の各種助成措置による、環境保全の観点から見込まれる正負の影響について、体系的に整理するための基礎調査を行い、経済的手法と自主的取組に関する既存情報の整理を行った。

下位目標 2	環境マネジメントシステム、環境報告書等の企業が自ら行う活動の把握、公表等の取組を通じ、環境保全に自主的・積極的に取り組む企業が高く評価される社会システムが構築され、環境への負荷の高い企業の事業活動が自主的に低減されることを図る。				
指 標 環境報告書 公表企業	H 13年度	H 14年度	H 15年度	目標値	H 22年度
	上場企業 29.9%	上場企業 34.0%	上場企業 38.7%		上場企業 約50%
	非上場企業 12.0%	非上場企業 12.2%	非上場企業 17.0%		非上場企業 約30%
指 標 環境会計実 施企業	H 13年度	H 14年度	H 15年度	目標値	H 22年度
	上場企業 23.1%	上場企業 26.8%	上場企業 31.8%		上場企業 約50%
	非上場企業12. 0%	非上場企業 13.3%	非上場企業 17.2%		非上場企業 約30%
達成状況	近年、環境に関する取組を最も重要な戦略の一つとして位置付ける企業が増加するなど、企業の環境問題への姿勢がより積極的なものへと変化していることに加えて、環境省において、環境報告書や環境会計のガイドラインを策定したことなどにより、環境報告書を作成する企業や環境会計を導入する				

企業が増加している。

環境報告書を作成している企業は、上場企業においては、平成14年の450社(34.0%)から平成15年は478社(38.7%)へと増加し、非上場企業においては、平成14年の200社(12.2%)から平成15年は265社(17.0%)となっている。全体としては、平成14年の650社(21.9%)から平成15年は743社(26.6%)へと年々着実に増加している。

環境会計を導入している企業は、上場企業においては、平成14年の355社(26.8%)から平成15年は393社(31.8%)へと増加し、非上場企業においては、平成14年の218社(13.3%)から平成15年の268社(17.2%)へと増加。全体としては、平成14年の573社(19.3%)から平成15年は661社(23.6%)へと年々着実に増加している。

中小事業者向けの環境活動評価プログラム(エコアクション21)について、更なる普及促進のためにエコアクション21の改訂及び認証制度の在り方についてのパイロット事業を実施した。さらに、エコアクション21の認証制度の説明会を全国5カ所で開催した。

評価、及び今後の課題

評価	<p>【必要性】(公益性、官民の役割分担等)</p> <p>地球温暖化問題や廃棄物・リサイクル問題を始めとする今日の環境問題に対処するためには、従来型の規制的手法のみでは解決が困難であり、経済的手法の活用や環境報告書や環境会計のガイドライン等の事業者の自主的な環境保全活動を促進するためのツールの作成・普及による事業者の自主的取組の一層の促進が必要となっている。このため、環境基本計画等においても、経済的手法及び情報的手法の活用や事業者の自主的な取組の促進が、環境政策の大きな柱として位置付けられているところである。このことから、経済活動における環境配慮の徹底に資する本施策が必要となる。</p> <p>本施策は、国全体として共通に活用しうる政策手法を企画立案することであり、公益性は高く、また、官、特に国が担うべき施策である。</p> <p>【有効性】(達成された効果等)</p> <p>経済的手法の活用</p> <p>・税の優遇措置の継続及び新規の実施を行うこと並びに地球温暖化対策税の導入に向けた国民的論議を深めることができた。</p> <p>事業者の自主的な環境保全活動の推進</p>
----	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

・近年、環境に関する取組を最も重要な戦略の一つとして位置付ける企業が
増加しているなど、企業の環境問題への姿勢がより積極的なものへと変化し
ていることに加えて、環境省において環境報告書や環境会計のガイドライン
を策定したことなどにより、環境に配慮した事業活動に自主的・積極的に取
り組み、環境マネジメントシステムを構築する企業や環境報告書を作成する
企業、環境会計を導入する企業が増加している。

・環境マネジメントシステムの構築について、代表的な規格であるISO1
4001の認証取得件数は年々着実に増加しており、平成16年2月現在で
1万4千件を超えている。

・環境報告書の作成や環境会計の導入を実施している企業は、年々着実に増
加している。

・エコアクション21の参加登録数も着実に増加しており、平成16年3月
末現在1,133社になっている。

【効率性】(効果とコストとの関係に関する分析等)

市場メカニズムを通じて経済的インセンティブを与える手法は、規制的手
法のような行政の事後の関与を必要としないので、効率的である。

・本施策は、直接的に事業を実施するものではなく、

施策手法そのものの検討、

その検討成果である地球温暖化対策税制専門委員会報告の公表、

環境報告書等の提供・利用を普及促進することにより、

企業等の環境配慮への取組の促進によって、より大きな成果の達成を図る施
策である。これらは調査研究等を主としたアプローチであり、必要最低限の
経費で実施していることから、効率的である。

・本施策の成果は、様々な分野での環境政策の一層の展開に活かされるもの
である。

目標に対する総合的な評価

経済的手法の活用

・税の優遇措置を通じて環境配慮の徹底に資することができた。また、本年
予定されている地球温暖化推進大綱の評価・見直しの結果、温暖化対策税が
必要とされた場合に備え、温暖化対策税の導入に向けた国民的論議の進展を
図ることができた。

事業者の自主的な環境保全活動の推進

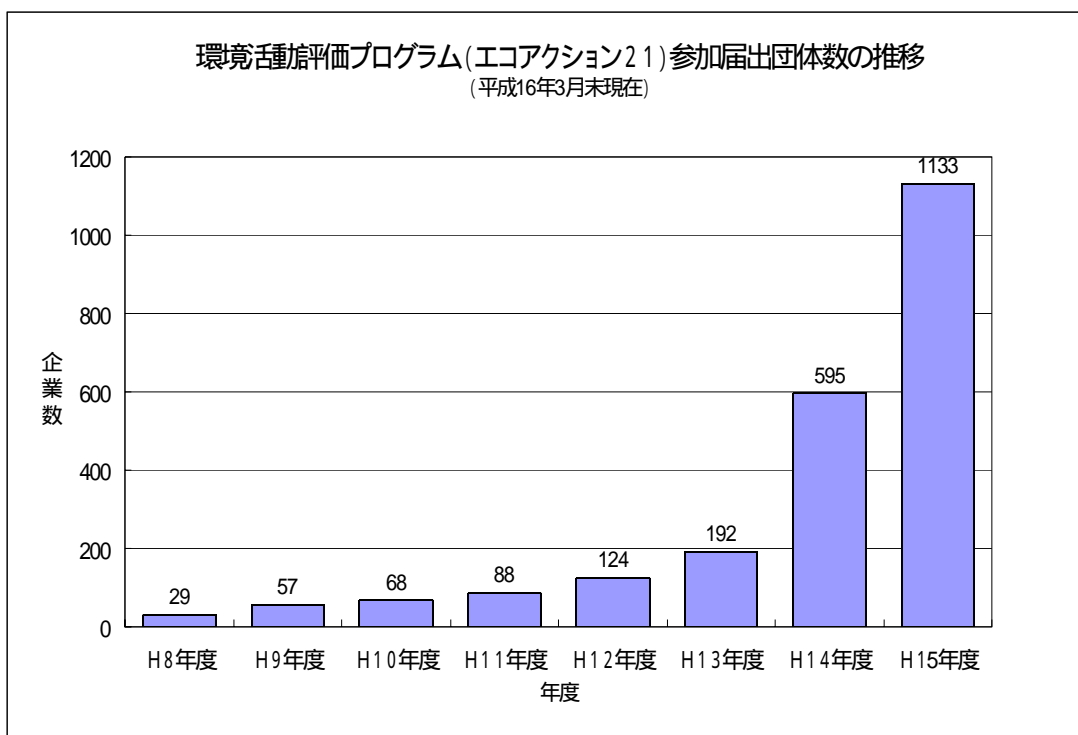
・環境報告書、環境会計や環境活動評価プログラム(エコアクション21)
に取り組み事業者数の着実な増加に見られるように、事業者の自主的な環境
への取組は着実に進展しつつあり、本施策は経済活動における環境配慮の徹

	<p>底に向けた取組の進展に寄与している。</p> <p>以上より、本施策の目標達成に向けて進展があったと評価できる。</p>
今後の課題	<p>経済的手法の活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・税制優遇措置については、今後とも規制及び技術開発の動向を踏まえ、適切に実施していくことが必要である。 ・温暖化対策税については、地球温暖化対策推進大綱の評価・見直しの結果必要とされた場合に備え、国民各界各層の意見を聴取しながら更に具体的な制度案の検討を進めるとともに、国民的議論を展開し、国民や関係者の理解と協力を求めていくことが必要である。 <p>事業者の自主的な環境保全活動の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業活動に環境配慮を組み込むための手法や取組内容の評価手法の開発・普及を引き続き進めていくことが必要である。 ・環境対策に熱心に取り組む事業者が社会から高く評価されるように、「環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律案（環境配慮促進法案）」（注：平成16年5月26日成立）に沿って、環境報告書の記載事項を定めるための協議会の設立・運営に向けた取組や、独立行政法人等への説明会の実施、環境に配慮した事業活動の促進のために必要な施策の推進が必要である。 ・上記法案による独立行政法人等の取組の促進だけでなく、これまでの民間の事業者の取組を一層促進していくことが必要である。 ・さらに、環境報告書で公表される情報をより有効に活用するためには、環境報告書の作成者側の取組を促進するだけでなく、環境報告書の利用者側における普及促進を図ることが必要である。 ・また、この一環として銀行業界、証券業界、保険業界などの各金融業界におけるグリーン化を進め、社会的責任投資など環境配慮に積極的に取り組む事業者に対する投資を促進するための実証研究や基盤整備が必要である。 ・環境保全のみならず広く持続可能性をも視野に入れた企業の社会的責任（CSR）を積極的に促進することが必要である。 ・我が国事業者の環境配慮の取組が我が国だけでなく国際的にも正当に評価されるようにするために、環境報告書や環境会計などの環境配慮のためのツールのグローバル・スタンダード化に積極的に貢献していくことが必要である。

政策への反映の方向性

反映方向分類	理由の説明
1	<p>経済的手法の活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境配慮の徹底に効果を挙げている税制措置については引き続き実施する必要がある。 ・温暖化対策税については、地球温暖化対策推進大綱の評価・見直し作業の中で必要とされた場合に備え、国民各界各層の意見を聴取しながら更に具体的な制度案の検討を進めるとともに、国民的議論を展開し、国民や関係者の理解と協力を求めていく必要がある。 <p>事業者の自主的な環境保全活動の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一定の成果は出ているものの、未だ十分な成果は得られていないことから、より一層の普及促進を図ることが必要である。具体的には、環境報告書の記載事項の検討や独立行政法人等への説明会の実施など環境配慮促進法の確実な実施、民間事業者による環境報告書作成の一層の促進、環境報告書の利用促進、社会的責任投資の促進、環境報告書や環境会計などのグローバルスタンダード化への貢献などを展開していく必要がある。

(別紙)



【別紙】

事務事業シート

施策名	- 4 - (1) 経済活動における環境配慮の徹底	
施策共通の 主な政策手段等		
事務事業名 (関連下位目標番号)	事業の概要	主な政策手段等
ア．経済的手法の活用 (下位目標 1)	<ul style="list-style-type: none"> ・租税法や環境経済学等の有識者を交えた検討会を開催。 ・国民各界の代表者を交えた総合的な検討会の開催。 ・有識者による検討会の報告に対する、広く一般を対象とした意見募集の実施。 ・説明会、講演会の開催。 ・パンフレットの作成及び配布。 	
イ．事業者の自主的な環境保全活動の推進 (下位目標 2)	<p>事業者の自主的・自発的な環境保全に資する取組を促進するため、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境報告書や環境会計、環境パフォーマンス指標など企業行動について環境配慮を織り込むための手法や取組内容の評価手法の開発・普及（手法検討）。 ・事業活動に係る環境情報を広く開示させ、環境保全に自主的・積極的に取り組む企業が高く評価されるような社会システムを構築するため、環境報告書の普及促進及び信頼性の向上に向けた枠組みの構築、中小事業者向けの環境活動評価プログラム（エコアクション21）の認証 	<ul style="list-style-type: none"> ・環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律（第156国会に提出） ・企業行動推進経費（75百万円） ・事業活動に伴うエネルギー起源二酸化炭素排出自主管理促進事業のうち排出量自主管理システム普及事業（100百万円）

制度の構築（社会的基盤整備） の促進。
